平成２７年（フ）第１１５号
静岡県浜松市東区上西町1335番地の７　コーポ杉浦Ａ201号室
債務者　原　　智美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
静岡県袋井市神長29番地の２　エスペランス203号室、前住所静岡県袋井市川井501番地の13
債務者　大場　豊美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４３号
佐賀市田代２丁目７番７号
破産者　高山　伸作
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
愛知県江南市北野町小松48番地、開始決定時の住所岐阜県各務原市川島笠田町字村中284―２―２　パピオンタナカＢ
破産者　林本　圭司
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４号
大阪市城東区森之宮２丁目　森ノ宮第２団地第８号棟第712号室、申立時の住所兵庫県尼崎市塚口本町３丁目７番20号
破産者　上野　満男
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第６０５号
東京都立川市柴崎町２丁目８番15号
破産者　株式会社宮崎ボデー自動車修理所
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０６８号
東京都青梅市師岡町３丁目13番地の11
破産者　吉田　真也
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４８６号
熊本市中央区内坪井町１番56号
破産者　吉田　正憲
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０号
奈良県生駒市山崎町10番24号　前田ハイツ103
破産者　田中　康雄
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５４５号
さいたま市大宮区宮町３丁目11番地２　ディアコート八番館1001、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区日進町１丁目710番地１　レーベンハイム大宮グランファースト609号
破産者　差形　　健
1　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
2　一般調査期日　平成27年６月29日午後２時30分
平成27年５月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９１号
堺市堺区築港南町９番地
破産者　八幡生コン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
2　一般調査期日　平成27年８月５日午前11時
平成27年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第６３８０号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
破産者　株式会社ビオルネ
1　期日　平成27年６月29日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０５号
京都市西京区川島北裏町74番地１メイゾン桂東602号室、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―603号
破産者　吉田　淳一
1　期日　平成27年６月16日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３９６号
奈良市三条桧町９番４号
破産者　越智　　淳
免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
平成27年５月７日　　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２６２号
東京都港区東新橋１丁目10―１―807
破産者　会坂　悦子
免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
平成27年５月７日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０５５号
東京都港区芝浦１丁目13番10号
清算株式会社　東運レジヤー株式会社
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第３号
東京都小金井市中町３丁目24番９号
再生債務者　有限会社山恵商店
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年４月30日
東京地方裁判所民事第20部